

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100589 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100137 号

第 1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額を38万円から41万円とする。

平成8年10月から平成9年9月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のA社における平成15年12月16日の標準賞与額を42万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から⑩までのうち、上記1及び2の請求期間を除く請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年10月1日から平成9年10月1日まで
② 平成5年7月
③ 平成5年12月
④ 平成6年7月19日
⑤ 平成6年12月20日
⑥ 平成7年7月17日
⑦ 平成7年12月18日
⑧ 平成8年7月18日
⑨ 平成8年12月18日
⑩ 平成9年7月16日

- ① 平成9年12月16日
- ② 平成10年7月16日
- ③ 平成10年12月15日
- ④ 平成11年7月21日
- ⑤ 平成11年12月17日
- ⑥ 平成12年7月25日
- ⑦ 平成12年12月17日
- ⑧ 平成13年7月23日
- ⑨ 平成13年12月18日
- ⑩ 平成14年7月19日
- ⑪ 平成14年12月18日
- ⑫ 平成15年12月29日から平成16年1月1日まで
- ⑬ 平成15年12月16日
- ⑭ 平成22年7月
- ⑮ 平成22年12月
- ⑯ 平成23年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の給与に係る標準報酬月額に誤りがある。また、請求期間②から⑪までの賞与記録がない上、請求期間⑫の加入記録及び請求期間⑬の賞与記録がない。さらに、A社に再度入社し、勤務している期間のうち、請求期間⑭、⑮及び⑯の賞与記録もないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は38万円と記録されているところ、請求者から提出された平成8年4月分から平成9年10月分までの給与支払明細書によると、請求期間①に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(38万円)を超えていることが確認できることから、請求期間①に係る標準報酬月額については41万円に訂正することが必要である。

なお、請求者が提出した平成8年4月分から平成9年10月分までの給与支払明細書により、請求期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(38万円)は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(38万円)と同額であることから、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間⑬について、請求者が提出した平成15年12月16日の賞与支払明細書及びA社の事業主から提出された平成15年分賃金台帳により、請求者は同社から平成15年12月16日に42万3,240円の賞与を支給されていることが確認できる。

したがって、請求期間⑬に係る標準賞与額については、42万3,000円とすることが必要であ

る。

なお、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされているところ、請求者のオンライン記録によると、請求者は、平成15年12月29日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

よって、請求者がA社から平成15年12月16日に支給された賞与については、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した月に支給された賞与であると認められ、上記法令に基づき保険料徴収の対象とならないことから、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から②②まで及び請求期間④から④④までのうち、請求期間②から②②までについては、請求者が提出した給与明細書及び賞与支払明細書により、請求者は当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、賞与が標準賞与額として記録され、保険給付の計算の基礎となるのは、総報酬制が導入された平成15年4月1日以降に支払われた賞与であり、請求期間②から②②までの賞与は、総報酬制が導入される前に支払われたものであるため、標準賞与額として記録の訂正を認めることはできない。

次に、請求期間②については、雇用保険の離職年月日（平成15年12月28日）及びA社の事業主から提出された請求者に係る従業員台帳の退社年月日（平成15年12月28日）は一致している上、当該従業員台帳の厚生年金保険の資格喪失年月日（平成15年12月29日）についてもオンライン記録の資格喪失年月日（平成15年12月29日）と一致しており、雇用保険の離職年月日とオンライン記録の資格喪失年月日は符合していることから、請求者の請求期間②に係る勤務を確認することはできない。

また、請求者が提出した平成15年12月分給与支払明細書には厚生年金保険料として2万7,839円が控除されている旨記載されているが、A社の事業主の回答から判断すると、当該給与支払明細書は請求期間②より前の期間に係る給与支払明細書であり、当該厚生年金保険料は平成15年11月分であると認められ、事業主から提出された平成15年分及び平成16年分賃金台帳において、請求期間②に係る厚生年金保険料控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

そして、請求期間④、⑤及び⑥については、A社の事業主は、請求者に対して当該期間に係る賞与は支給していない旨回答しており、同社から提出された平成22年分及び平成23年分賃金台帳により、請求期間④、⑤及び⑥に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社で請求期間④、⑤及び⑥において、厚生年金保険の被保険者であった複数の者に

対し、当該期間に係る賞与について照会したところ、賞与支払明細書を保有している者はいない上、請求者も、請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与支払明細書を保有しておらず、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101047号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100138号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を10万8,000円、平成29年6月30日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日及び平成29年6月30日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月22日及び平成29年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年6月30日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成29年6月30日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月22日
② 平成29年6月30日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から平成23年分として提出された給料明細(8月分及び10月分を除く。)及び賞与月分給料明細、平成29年分の給与明細書、平成29年12月28日を支給日とする賞与明細書、平成23年分及び平成29年分給与所得の源泉徴収票並びに貯金通帳の写し、A社から提出された請求者の平成29年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与資料」という。)並びに同社が委託している税理士の陳述により、請求者は、

当該期間に賞与を支給され、請求期間①については、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与資料により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成 23 年 12 月 22 日は 10 万 8,000 円、平成 29 年 6 月 30 日は 19 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成 23 年 12 月 22 日及び平成 29 年 6 月 30 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、賞与資料により、確認できる賞与額に見合う標準賞与額(20万円)は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(19万3,000円)を超えていることが確認できる。

したがって、平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額については、20万円とすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。